

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和6年度（2024年度）運用状況報告書

熊 本 市

目 次

情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開窓口	3

情報公開制度の運用状況

1 開示請求の処理状況	5
(1) 開示請求件数及びその処理状況	5
(2) 実施機関別の処理状況	6
(3) 不開示理由の適用状況	7
2 審査請求の処理状況	7
3 答申一覧	8

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義	9
2 個人情報保護制度の概要	9

個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の処理状況	12
(1) 開示請求件数及びその処理状況	12
(2) 実施機関別の処理状況	13
(3) 不開示理由の適用状況	14
2 訂正請求の状況	14
3 利用停止請求の状況	15
4 審査請求の処理状況	15
5 答申一覧	15
6 個人情報ファイル簿の公表状況	16
7 個人情報保護委員会への漏えい等報告の状況	17
8 行政機関等匿名加工情報の提供等の状況	17

熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要	18
2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	19

〔資料〕熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申

情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度で、本市では熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）により定められています。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成11年10月1日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成19年4月1日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成14年4月1日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成10年4月1日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成14年4月1日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成19年4月1日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出して行います（郵送、ファックス及び電子申請も可能です。）。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、公にすることができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別できることとなるものを含む。）

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 行政機関等匿名加工情報等

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項の規定する行政機関等匿名加工情報等

エ 法人等に関する情報

公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないと条件の下で任意に提供されたもので、当該条件を付することが合理的であると認められるもの

オ 公共安全等に関する情報

公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

カ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

キ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、公にすることにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 存否応答拒否

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聴くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の推進

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開

の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として「情報公開窓口」を設置しています。

情報公開制度の運用状況

1 開示請求の処理状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

過去10年度（平成27年度から令和6年度まで）の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

< 開示請求件数及びその処理状況 >

（単位：件）

年度	開示請求件数	処 理 状 況								
		開示決定	部分開示決定	請求拒否決定				合計	取下げ	却下
				不開示	存否 応答拒否	不存在	小計			
H27	1,301	800	459	18	2	61	81	1,340	13	0
H28	1,043	597	391	10	0	70	80	1,068	15	0
H29	1,494	739	668	14	2	123	139	1,546	16	24
H30	1,282	751	518	22	3	56	81	1,350	18	3
R1	1,455	807	645	19	6	63	88	1,540	19	0
R2	1,319	721	584	5	12	48	65	1,370	27	0
R3	1,708	1,007	754	15	6	61	82	1,843	30	0
R4	1,823	1,060	751	19	3	77	99	1,910	29	1
R5	1,844	1,073	733	18	15	71	104	1,910	29	2
R6	2,443	1,396	1027	18	10	51	79	2,502	21	1

〔備考〕

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否応答拒否とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- 4 却下とは、条例第10条第2項の規定により補正を求めたが、指定の期間内に補正がなされなかったため開示請求を却下したもの等をいう。

(2) 実施機関別の処理状況

令和6年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。

令和6年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が1,949件で最も多く、うち都市建設局が1,200件、次いで南区役所が75件となっています。

< 令和6年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 >

(単位：件)

実施機関	開示請求件数	処 理 状 況									
		開示決定	部分開示決定	請 求 拒 否 決 定				合計	取下げ	却下	
				不開示	存否 応答 拒否	不存 在	小計				
市長	政策局	21	9	8	4	0	6	10	27	0	0
	総務局	46	30	14	2	0	3	5	49	0	0
	財政局	72	64	5	0	1	2	3	72	0	0
	文化市民局	53	42	10	2	1	3	6	58	0	0
	健康福祉局	63	30	29	2	3	8	13	72	3	0
	こども局	16	2	10	0	2	1	3	15	1	0
	環境局	70	49	20	0	0	2	2	71	1	0
	経済観光局	43	30	14	1	0	3	4	48	0	0
	農水局	67	25	44	0	0	0	0	69	0	0
	都市建設局	1,200	484	732	1	0	3	4	1,220	9	0
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区役所	35	31	4	0	0	1	1	36	0	0
	東区役所	61	50	11	0	0	0	0	61	1	0
	西区役所	55	45	9	0	1	1	2	56	0	0
	南区役所	75	55	16	1	0	7	8	79	1	0
	北区役所	71	61	10	0	0	0	0	71	0	0
	会計総室	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	小計	1,949	1,007	937	13	8	40	61	2,005	16	0
教育委員会	116	93	23	1	0	3	4	120	3	0	
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
人事委員会	4	0	2	0	0	2	2	4	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管理者	交通局	30	21	4	1	0	4	5	30	1	0
	上下水道局	306	258	43	3	1	1	5	306	0	1
	病院局	17	10	6	0	0	1	1	17	0	0
消防長	消防局	18	6	10	0	1	0	1	17	1	0
議会	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	
合計	2,443	1,396	1,027	18	10	51	79	2,502	21	1	

(3) 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示(部分開示を含む。)となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

< 不開示理由別内訳 >

不開示理由(条例第7条)	令和6年度
	件数(件)
第1号 法令秘情報	0
第2号 個人に関する情報	762
第3号 行政機関等匿名加工情報等	0
第4号 法人等に関する情報	522
第5号 公共の安全等に関する情報	9
第6号 審議、検討等に関する情報	12
第7号 事務事業に関する情報	22
合 計	1,327

[備考]

1件の不開示決定に対し、複数の理由が付される場合があるため、不開示決定件数と理由別内訳の件数とは、必ずしも一致しない。

2 審査請求の処理状況

令和7年4月1日現在における審査請求の処理状況は、次のとおりです。

< 各年度になされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況 > (単位:件)

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	審議中	答申	裁決	取下げ等
令和4年度	8	8	2	1	1	0
令和5年度	10	7	0	0	2	2 1
令和6年度	8	1	0	0	0	1

1 審査請求人死亡による終了

[備考]

複数の審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したりすること等があるため、審査請求件数と処理状況の件数は必ずしも一致しない。

3 答申一覧

令和6年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和6年度 答申第1号	R6.4.5	熊本地域公共交通（素案）に関するパブリックコメントの結果を公表する際に、審査請求人が提出した意見を「第5章」の意見ではなく「その他」の区分とした根拠のわかる資料等及びその他の資料等に関する文書等開示請求拒否決定（不存在）	熊本市長 (都市建設局都市政策部交通政策課)
令和6年度 答申第2号	R6.6.7	特定の町内会の規約変更に伴う一件書類の文書等開示（一部請求拒否）決定	熊本市長 (北区役所区民部総務企画課)
令和6年度 答申第4号	R6.10.4	熊本市が特定の団体に対して特定の要請をしたことについて、その検討・決定にかかわるプロセスのすべてが分かる一切の文書の文書等開示（一部請求拒否）決定	熊本市長 (健康福祉局子ども未来部子ども政策課)
令和6年度 答申第5号	R7.1.10	開示の方法につき、誰とも接触しない方法での開示を求めたものであるとして、閲覧場所を情報公開窓口とした一部開示決定の変更を求める審査請求	熊本市長 (都市建設局都市政策部建築指導課)
令和6年度 答申第6号	R7.3.7	番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切の文書の文書等開示請求拒否決定及び文書等開示（一部請求拒否）決定	熊本市長 (財政局税務部市民税課)

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。

これまで、本市の個人情報保護制度は「熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）」により定められていましたが、令和5年（2023年）4月1日からは、これに代わって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」により個人情報の保護が図られることになりました。

「個人情報の保護に関する法律」は、行政機関等が市民の方々の個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）に開示、訂正などを求める権利を保障しています。

なお、議会の保有する個人情報については同法の対象外となっておりますが、本市においては「熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第73号）」を定め、本人に個人情報の開示等を求める権利を保障するなど同法と同様の保護を図っています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うためのルール

ア 保有に関するルール

(ア) 個人情報の保有に当たっては、事務・業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ保有の目的をできる限り特定しなければなりません。

(イ) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することはできません。

(ウ) 利用目的を変更する場合は、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行うことはできません。

イ 取得に関するルール

(ア) 本人から直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければなりません。

(イ) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得することはできません。

ウ 管理に関するルール

(ア) 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければいけません。

(イ) 保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められるものが生じた場合は、個人情報保護委員会に報告しなければいけません。

(ウ) 保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められるものが生じた場合は、本人に通知しなければなりません。

エ 利用・提供に関するルール

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはいけません。

ただし、事務事業の遂行に必要な限度、かつ相当な理由があって利用する場合や本人の同意がある場合などには、目的外利用や外部提供ができます。

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

熊本市が保有する自己の個人情報の開示を求めることができます。

イ 訂正請求

熊本市が保有する自己の個人情報について、その内容が事実でないと思ったときは、その訂正を求めることができます。

ウ 利用停止請求

熊本市が保有する自己の個人情報について、不適法な取得や利用又は提供が行われていると思ったときは、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができます。

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

ア 請求の方法

個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口に出して行います(郵送及び電子申請も可能です。)

これらの請求は、請求しようとする個人情報の本人のほか、代理人(法定代理人又は任意代理人)によっても請求することができます。

イ 請求に対する決定及び通知

実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内(熊本市の休日を除いた14日以内)に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内(訂正請求及び利用停止請

求は30日以内)に決定をすることができない場合は、決定を延長することがあります(前述の期間に加えて、30日以内の延長が可能)。

この場合、延長する期間及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 費用負担

自己の個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(6) 個人情報ファイル簿の公表

個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電算処理ファイル)や、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの(マニュアル処理ファイル)を「個人情報ファイル」といいます。

本市では、個人情報ファイルに記載される本人の数が1000人に満たないなど一定の要件を満たすもの以外の個人情報ファイルについて、その名称、行政機関等の名称、利用目的、記録項目などを記載した帳簿である「個人情報ファイル簿」を作成し、熊本市ホームページで公表しています。

(7) 行政機関等匿名加工情報の提供等

本市では、本市が保有する個人情報について、民間事業者等から提案があった場合には、審査の上、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにして提供する仕組みを設けています。

(8) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の処理状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

過去10年度（平成27年度から令和6年度まで）の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

< 開示請求件数及びその処理状況 >

（単位：件）

年度	開示請求件数	処 理 状 況								
		開示決定	部分開示決定	不開示決定				合計	取下げ	却下
				不開示	存否応答拒否	不存在	小計			
H27	100	57	31	2	0	25	27	115	0	0
H28	85	45	24	3	0	22	25	94	0	0
H29	107	64	38	4	1	23	28	130	0	0
H30	133	70	48	1	0	28	29	147	5	0
R1	101	52	45	4	0	18	22	119	1	0
R2	146	60	62	8	1	35	44	166	3	2
R3	154	121	30	9	1	31	41	192	1	0
R4	176	111	43	5	4	59	68	222	0	0
R5	170	126	33	6	1	30	37	196	0	0
R6	197	125	53	5	1	60	66	244	2	0

〔備考〕

- 1 件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 部分開示決定とは、開示請求に係る保有個人情報の一部について開示する旨の決定をしたものをいう。
- 存否応答拒否とは、個人情報の保護に関する法律第81条又は熊本市議会の個人情報の保護に関する条例第23条の規定により開示をしない旨の決定をしたものをいう。

(2) 実施機関別の処理状況

令和6年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。

令和6年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が94件で最も多く、うち文化市民局が29件、次いでこども局が16件となっています。

< 令和6年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 > (単位：件)

実施機関	開示請求件数	処 理 状 況									
		開示決定	部分開示決定	不開示決定				合計	取下げ	却下	
				不開示	存否 応答 拒否	不存在	小計				
市長	政策局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	6	0	6	1	0	1	2	8	0	0
	財政局	7	3	2	0	0	3	3	8	1	0
	文化市民局	29	9	18	2	0	11	13	40	0	0
	健康福祉局	14	12	1	0	0	2	2	15	0	0
	こども局	16	1	12	0	0	3	3	16	0	0
	環境局	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	経済観光局	1	0	1	0	0	1	1	2	0	0
	農水局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市建設局	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区役所	2	1	0	0	0	1	1	2	0	0
	東区役所	10	5	4	0	0	1	1	10	0	0
	西区役所	2	1	0	0	0	1	1	2	0	0
	南区役所	2	1	0	0	0	1	1	2	0	0
	北区役所	2	1	0	0	0	1	1	2	0	0
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	94	36	44	3	0	26	29	109	2	0
	教育委員会	2	1	0	1	0	1	2	3	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管理者	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道局	3	1	1	1	1	1	3	5	0	0
	病院局	91	85	3	0	0	32	32	120	0	0
消防長	消防局	6	1	5	0	0	0	6	0	0	
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	197	125	53	5	1	60	66	244	2	0	

(3) 不開示理由の適用状況

ア 不開示理由の適用状況（議会以外の実施機関）

個人情報保護に関する法律第78条第1項各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

< 不開示理由別内訳（議会以外） >

不開示理由 （個人情報の保護に関する法律第78条第1項）	令和6年度 件数（件）
第1号 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	1
第2号 開示請求者以外の個人に関する情報	54
第3号 法人等に関する情報	2
第4号 国の安全等に関する情報	0
第6号 審議、検討等に関する情報	13
第7号 事務又は事業に関する情報	31
合 計	101

〔備考〕

1 件の不開示決定に対し、複数の理由が付される場合があるため、不開示決定件数と理由別内訳の件数とは、必ずしも一致しない。

イ 不開示理由の適用状況（議会）

熊本市議会の個人情報保護に関する条例第20条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例はありません。

2 訂正請求の状況

令和6年度の訂正請求の状況は、次のとおりです。

< 令和6年度の訂正請求の状況 >

（単位：件）

訂正請求件数	処理状況		
	訂正決定	一部訂正決定	非訂正決定
3（0）	1（0）	0（0）	3（0）

〔備考〕

- 各件数の括弧内の数字は各件数のうち議会が実施機関となったものの件数である。
- 1 件の訂正請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、訂正請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

3 利用停止請求の状況

令和6年度の利用停止請求は、ありません。

4 審査請求の処理状況

令和7年4月1日現在における審査請求の処理状況は、次のとおりです。

<各年度になされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況> (単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	審議中	答申	裁決	取下げ
令和4年度	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
令和5年度	4(0)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
令和6年度	7(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

〔備考〕

- 1 各件数の括弧内の数字は各件数のうち議会が実施機関となったものの件数である。
- 2 複数の審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したりすること等があるため、審査請求件数と処理状況の件数は必ずしも一致しない。

5 答申一覧

令和6年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和6年度 答申第3号	R6.6.17	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報 保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (文化市民局市民生 活部地域政策課)

6 個人情報ファイル簿の公表状況

個人情報ファイル簿の公表状況は次のとおりです。

<個人情報ファイル簿で公表中の個人情報ファイルの数> (単位：個)

実施機関		個人情報ファイル簿で公表された 個人情報ファイルの数
市長	政 策 局	3
	総 務 局	4
	財 政 局	5
	文 化 市 民 局	21
	健 康 福 祉 局	141
	こ ど も 局	49
	環 境 局	15
	経 済 観 光 局	18
	農 水 局	2
	都 市 建 設 局	27
	都 市 政 策 研 究 所	0
	中 央 区 役 所	7
	東 区 役 所	5
	西 区 役 所	4
	南 区 役 所	4
	北 区 役 所	4
	会 計 総 室	2
	小 計	311
教 育 委 員 会		39
選 挙 管 理 委 員 会		5
人 事 委 員 会		0
監 査 委 員 会		0
農 業 委 員 会		2
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0
公営企業 管理者	交 通 局	0
	上 下 水 道 局	13
	病 院 局	24
消 防 長	消 防 局	7
議 会		0
合 計		401

〔備考〕

この表は、令和7年3月31日時点における公表状況を示したものである。

7 個人情報保護委員会への漏えい等報告の状況

令和6年度における保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告状況は、次のとおりです。

< 令和6年度の実施機関別の個人情報保護委員会への漏えい等報告状況 >

(単位：件)

実施機関	報告 件数	区 分			
		要配慮個人情報 が含まれる 保有個人情報の 漏えい等 (又はそのお それ)	不正に利用さ れることによ り財産的被害 が生じるおそ れがある保有 個人情報の漏 えい等(又は そのおそれ)	不正の目的を もって行われ たおそれがあ る当該行政機 関の長等の属 する行政機関 等に対する行 為による保有 個人情報の漏 えい等(又は そのおそれ)	保有個人情報 に係る本人の 数が100人 を超える漏え い等(又はそ のおそれ)
市長	8	5	0	1	2
教育委員会事務局	2	1	0	0	1
上下水道局	1	0	0	1	0
病院局	2	2	0	0	0

その他の実施機関については、報告した案件はありませんでした。

8 行政機関等匿名加工情報の提供等の状況

令和6年度の行政機関等匿名加工情報に関する提案状況及び処理状況は、次のとおりです。

< 令和6年度行政機関等匿名加工情報に関する提案状況及び処理状況 >

(単位：件)

募集期間	提案件数	処理状況
令和6年12月26日から 令和7年1月27日まで	1	審査中

熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：令和5年4月27日～令和7年4月26日)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部教授
会長職務代理者	河津 典和	弁護士
委 員	魚住 弘久	熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授
委 員	岩橋 浩文	熊本学園大学経済学部教授
委 員	北野 誠	弁護士

(令和7年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

令和6年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計10件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が7件、個人情報保護制度に基づく諮問が3件でした。

令和6年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計12回で、開催状況は、次のとおりです。

< 令和6年度情報公開・個人情報保護審議会 開催状況 >

年 月 日	主 な 審 議 事 項
令和6年 4月 5日	令和3年度諮問第14号及び第15号の審議
令和6年 5月10日	令和3年度諮問第15号及び令和4年度諮問第1号の審議
令和6年 6月 7日	令和3年度諮問第15号及び令和4年度諮問第1号の審議
令和6年 7月 2日	令和4年度諮問第1号の審議
令和6年 8月 9日	令和4年度諮問第1号の審議
令和6年 9月 6日	令和4年度諮問第1号の審議
令和6年10月 4日	令和4年度諮問第1号及び第3号の審議
令和6年11月 1日	令和4年度諮問第3号及び第5号の審議
令和6年12月 6日	令和4年度諮問第3号及び第5号の審議
令和7年 1月10日	令和4年度諮問第3号及び第5号の審議
令和7年 2月 7日	令和4年度諮問第3号並びに令和5年度諮問第1号及び第2号の審議
令和7年 3月 7日	令和4年度諮問第3号並びに令和5年度諮問第1号及び第2号の審議

〔資 料〕

情 個 審 答 申 第 1 号
令和6年(2024年)4月5日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)2月1日付け、都政発第590号により諮問を受けました下記の
審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本地域公共交通計画(素案)に関するパブリックコメントの結果を公表する際に、審査
請求人が提出した意見を「第5章」の意見ではなく「その他」の区分とした根拠のわかる資
料等及びその他の資料等に関する文書等開示請求拒否決定(不存在)に対する審査請求につ
いて

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長(以下「実施機関」という。)の行った文書等開示請求拒否決定(不存在)は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年(2021年)3月5日、審査請求人は、実施機関がパブリックコメントを実施中の「熊本市地域公共交通計画(素案)」(担当部署は交通政策課(現交通企画課))について、4つの意見を提出した。その際、審査請求人は、提出したいずれの意見についても、意見書の「素案のページ番号」欄に「第5章 基本的な方針」中の項目に該当するページ番号を明記した。

同月16日、実施機関は「熊本地域公共交通計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について」を公表したが(以下「本件公表資料」という。)審査請求人が提出した意見はいずれも「第5章」ではなく「その他」の項目として分類され、かつ意見内容を要約したものが記載されていた。

- 2 同年4月9日、審査請求人は、本件公表資料における提出意見の取扱い及びその意見に対する回答(本件公表資料中の「本市の考え方」の欄)の内容に関して、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号。以下「条例」という。)に基づき、以下の から までの文書等の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

本件公表資料の中で審査請求人の提出意見を「第5章」の意見としてではなく「その他」の区分とした経緯のわかる法的根拠、諸マニュアル、会議メモ等(以下「文書」という。)

段山陸橋、田崎陸橋は復元されたが、春日陸橋は復元されず、不便地域にしたままでも構わないとする、熊本市まちづくり理念のわかる条例等の法的根拠(以下「文書」という。)

春日陸橋は復元不可能なので、そのままでもいい等の審査審議等の都市計画決定書の議事録メモ等(以下「文書」という。)

「新設された春日池上線に整備された新たなバスルートに集約移設を行った」とするこのような事例がほかに存在するのかがわかる資料及び市が沿線住民に説明責任を果たしたのかが分かる資料(以下「文書」という。)

新幹線熊本駅前西口広場・新設2パーツ路線バス停留所を1年で廃止した根拠のわかる資料・議事録・審査録・メモ等(以下「文書」という。)

「市長への手紙」令和2年1月24日付け第1130号回答文の「教習ルートについては、大型車両である教習バスが運行した際に危険性や課題等が指摘されたことから、現在は教習ルートにしておらず、路線バスのルートにできないことをバス事業者を確認しております。」との回答での「危険性や課題等」をバス事業者が指摘した書面等（以下「文書」という。）

本件公表資料中の「本市の考え方」の欄に「旧バスルートの復元については、様々な課題があり困難な状況でございます」とあるが、具体的項目を列挙したものがわかる資料等の開示請求。私の諸々の経緯を述べた事項以外にどのような課題・困難な状況があるのか等（以下「文書」という。）

- 3 同年4月30日、実施機関は、文書の請求に対する文書等開示決定（以下「本件開示決定処分」という。）を行うとともに、文書から文書の請求に対する文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 同年5月7日、実施機関は、審査請求人に対して、本件開示決定処分にに基づき、文書に該当する文書として「道路形態検討案(春日池上線完成形)」（以下「本件開示文書」という。）の写しを交付した。
- 5 同年6月16日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。
- 6 なお、熊本駅周辺整備事務所は同年3月31日に廃止されており、同年4月1日以降、同事務所が所管していた熊本駅周辺の整備に関する事業は、市街地整備課が引き継いでいる。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 文書について

意見の勝手な要約を図り、市民の承諾も無視した市政執行は「市民参画・協働のまちづくり・情報共有」の理念に違反している。「素案のページ番号」を明確に提示しているのに、勝手に「その他」と明記したことについて、確たる条例・取扱規定等が存在するから業務執行が可能だったはずであるから、開示交付していただきたい。

(2) 文書について

旧熊本地域公共交通網形成計画等では、以前から日常生活に必要な移動を支えること、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通等を日標とする公共交通施策が長年続けてこられたはずである。それにもかかわらず「不存在」とは、長年に亘る計画目標は、市民を騙すための計画づくりだったのか。計画目標に向かって、公僕としての努力を尽くされたはずであるから、存在するはずである。

何らかの法的根拠等によって春日陸橋だけが復元されず、不便地域にしても構わないとして、長年に亘り無視されつづけていると確信する。この根本原因の資料等を早急に開示交付していただきたい。

(3) 文書 について

上記文書 と同様の異議内容である。公共工事施行に際しては、都市計画審議会に諮るルールであり、その審議内容議事録は、保存されているはずである。春日陸橋だけ復元工事が外される根拠は、当然審査審議の議題になっていたはずである。早急に、開示交付すべきである。

(4) 文書 について

私の記憶では、大型商業施設の開業に際して、道路整備、拡幅改良等の熊本市道整備によって、今までのバス路線ルートが変更になり、往路は商業施設の玄関前にバス停を新設し、復路は旧バス停ルートを走行した路線バス変更を確立している。この決定に際しては、沿線住民はじめ関係機関との話し合い、説明会等が何度も繰り返された結果、路線バスルートが確立したはずである。説明責任を充分施行しての公共交通利便性確立の実績が存在し、安全安心の公共交通体系が図られている。熊本市内の外にもこの様な実績は存在するはずである。熊本市公共交通施策が怠慢、不作為だけで熊本市公共交通基本条例、熊本市総合計画実施目標がただのお飾りとはとても思えないので、早急に開示交付していただきたい。

(5) 文書 について

新幹線熊本駅前西口広場の新設 2 パーツ路線バス停留所の新設については、都市計画審議会に提起に諮り、慎重審議の結果、都市計画決定がなされた経緯がある。花岡山から裾野にかけて、第一種住居地域の千二百余名の交通弱者等の公共交通利用権等を剥奪して不便地域にしてまで新設した西口広場前第 2 パーツ路線バス停を 1 年で廃止した審査審議の会議録、メモ等が存在しないとは、熊本市の行政機能は存在するのか。熊本市公共交通計画を熊本市職員は遵守し、市民に対し誠実に市政執行しているので、不存在は有り得ない。よって、早急に開示交付すべきである。

(6) 文書 について

大西市長のサイン入り回答文にもかかわらず、熊本市公共交通管轄機関 4 箇所とも「不存在」では、偽証回答文と言われても弁解の余地があるのか。

(7) 文書 について

私の数々の意見の五反バス停復活の条件に対して、それ以外の事情は「不存在」としている。では、何故十数年に亘り、放置無視不作為の熊本市公共交通業務執行が可能だったのか。何らかの理由・根拠・法的規制等が存在したためである。その理由・根拠・法的規制等を早急に開示交付すべきである。

2 実施機関の主張

(1) 文書 について

パブリックコメントの公表資料である「提出されたご意見とそれに対する本市の考え方」の「項目」欄の記載方法については、条例・取扱規定等は存在しない。

また、本計画は「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものであり、「第5章」は目指す都市の将来像など計画の基本方針について定めたものである。パブリックコメントで頂いたご意見は、バス停の復元等の個別の内容であったため、その他（個別意見）とした。

(2) 文書 ないし文書 について

交通政策課は、熊本駅周辺整備等の事業の所管課ではなく、開示請求に係る文書の作成を含め関連する事務を実施していないため、文書が存在しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、文書 から文書 までの各文書等（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の存否について

(1) 文書 について

本件審査請求に係る審査庁業務を所管する都市政策課（以下単に「都市政策課」という。）が交通政策課の執務室において電子データフォルダの確認を行った際、当該文書は確認できなかった。

また、熊本市市民参画と協働の推進条例（平成23年条例第12号）第10条第4項はパブリックコメントで提出された意見等の公表義務を定めており、同条例に基づいて熊本市パブリックコメント実施要綱第5条第1項が公表の際の様式等を定めるところ、同条例及び同要綱のいずれについても、提出された意見の位置づけを決定する方法について定めた規定はない。

さらに、審査請求人がパブリックコメントで提出した意見の内容は、いずれも特定のバス停の廃止等の個別の事案に関する意見であって、目指す都市の将来像など計画の基本方針について定めた「第5章」の内容との関連が薄いことは明らかであり、実施機関が特段の検討資料を残すことなく「その他」に分類したとしても不自然であ

るとはいえない。

これらのことから、文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、文書が存在しているとは認められない。

(2) 文書について

都市政策課が交通政策課の執務室において電子データフォルダの確認を行った際、当該文書は確認できなかった。

また、当審議会が確認したところ、実施機関は、交通政策課の他に当該文書が存在する可能性を考慮し、熊本駅周辺の整備に関する事業を所管していた旧熊本駅周辺整備事務所から市街地整備課が引き継いで保管している文書ファイル(以下「旧駅周辺事務所からの引継文書」という。)を直接確認したり、同事務所の当時の所長や担当者への口頭確認を行ったりするなど、一定の調査を行った上で当該文書の不存在を確認したことが認められた。

さらに、一般論として、ある陸橋を復元するかどうかは政策的に判断することであり、必ずしも条例等の根拠に基づいて判断する類のものではないから、そのような「条例等の法的根拠」がないとしても不自然なことではない。

これらのことから、文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、文書が存在しているとは認められない。

(3) 文書について

都市政策課が交通政策課の執務室において電子データフォルダの確認を行った際、当該文書は確認できなかった。

また、当審議会が確認したところ、実施機関は、交通政策課の他に当該文書が存在する可能性を考慮し、旧駅周辺事務所からの引継文書を直接確認したり、同事務所の所長や当時の担当者への口頭確認を行ったりするなど、一定の調査を行った上で当該文書の不存在を確認したことが認められた。

これらのことから、文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、文書が存在しているとは認められない。

(4) 文書及び文書について

都市政策課が交通政策課の執務室において電子データフォルダの確認を行った際、当該文書は確認できなかった。

また、当審議会が確認したところ、実施機関は、交通政策課の他に当該文書が存在する可能性を考慮し、旧駅周辺事務所からの引継文書を直接確認したり、同事務所の所長や当時の担当者への口頭確認を行ったりするなど、一定の調査を行った上で当該文書の不存在を確認したことが認められた。

さらに、バス停の設置・廃止・移設等については、各バス事業者の事務であり、市が実施する事務ではないから、市が自らその判断の根拠資料を作成することは通常なく、また、必ずしも関連資料をバス事業者から取得するものでもないから、これらの文書を市が保有していなかったとしても不自然なことではない。

これらのことから、文書及び文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、文書及び文書が存在しているとは認められない。

(5) 文書について

都市政策課が交通政策課の執務室において電子データフォルダの確認を行った際、当該文書は確認できなかった。

また、当審議会が確認したところ、実施機関は、交通政策課の他に当該文書が存在する可能性を考慮し、旧駅周辺事務所からの引継文書を直接確認したり、同事務所の所長や当時の担当者への口頭確認を行ったりするなど、一定の調査を行った上で当該文書の不存在を確認したことが認められた。

これらのことから、文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、文書が存在しているとは認められない。

(6) 文書について

文書については、本件決定と同日に開示決定がなされ、既に本件開示文書の開示が実施されているところ、審査請求人は、本件審査請求手続の中で、本件開示文書は審査請求人が求める文書ではないと主張している。そこで、本件開示文書以外に開示すべきものがあるかどうかについて検討する。

本件開示文書には、旧バスルートの復元における課題として「春日池上線と区画道路9-5号線の交差点において大型バス右左折経路の確保が必要となり、新たな用地確保及び支障物件が生じる。」との記載があるから、開示請求に対応する文書であると認められる。また、請求人がいうような、旧五反バス停を復元しない何らかの理由・根拠・法的規制等の「具体的項目を列挙したものがわかる資料等」を実際に作成するかどうかは、実務上の必要性に応じて各所管部署で判断されるものであるから、同バス停の復元困難の理由が記載されている文書が開示された文書以外にないとしても、そのことが不自然であるとまではいえない。

加えて、当審議会が確認したところ、実施機関は、交通政策課の他に当該文書が存在する可能性を考慮し、旧駅周辺事務所からの引継文書を直接確認したり、同事務所の所長や当時の担当者への口頭確認を行ったりするなど、一定の調査を行った上で当該文書の不存在を確認したことが認められた。

これらのことから、本件開示文書以外に文書に該当する文書等が存在しないと認める実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足

りる事情もない。

したがって、本件開示文書以外に文書 に該当する文書等が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 5 付言

実施機関は、本件審査請求における弁明書において、請求された文書が存在しない理由として、「本課は当該事業の所管課ではなく、これに関する事務を実施していないため、文書が存在しない」と述べている。

条例上、文書の開示義務を負っているのは、特定の課ではなく実施機関(本件においては市長)である。よって、開示請求者が特定の課の文書に限定した開示を特に請求するようなケースでない限り、文書が「不存在」というためには、市長の補助機関のうち当該文書を保有している可能性のある部署のいずれにも当該文書が存在しないことを確認する必要がある。しかし、実施機関の弁明書では、当該弁明書を作成した交通政策課が、自課の所管外の業務に係る文書であると述べるのみで、実施機関たる市長として保有していないという説明が不足している。

当審議会で確認したところ、同課は、同課の文書に加えて、他課が保有する旧駅周辺事務所からの引継文書も調査しており、また、過去の同事務所の所長及び担当者にも該当文書の有無を問い合わせるという調査をしていると認められたため、結果として不存在との決定は妥当といえるが、一方で、弁明書においては自課についての弁明をすれば足りるという認識が見受けられ、上記の条例の趣旨が十分に理解されていないと思われるので、実施機関においては、当該条例の趣旨を今一度確認し、今後の説明の改善に努められたい。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 2月2日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)2月1日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和5年(2023年) 11月10日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 12月1日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 1月12日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 2月2日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 3月1日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 4月5日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 号
令和6年(2024年)6月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)3月9日付け、北福祉発第2618号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の町内会の規約変更に伴う一件書類の文書等開示(一部請求拒否)決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）6月7日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、自己が所属する町内会（以下「本件町内会」という。）の平成15年の規約改正の伴う一件書類（以下「本件文書」という。）及び平成9年頃認定を受けた当時の規約の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和3年（2021年）6月18日、実施機関は、請求文書のうち の請求について文書等開示決定を行い、 の請求について、規約変更認可申請書中の代表者の印影及び町内会総会議事録中の代表者以外の氏名、住所、印影（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とする文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年6月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 規約変更認可申請書に添付された文書、議事録は、本来保管があれば、町内居住者は、規約により閲覧できるものである。このことは、条例第7条第2号ただし書ア、イに該当する。
 - (2) 同号ただし書アの「法令等」に本件町内会規約は含まないとする実施機関の解釈には疑義がある。条例を制定した主旨を考える必要がある。更に、条例が保護すべき個人情報の対象を熊本市と同等若しくは上級機関のものに限定して考えていないか。
 - (3) 実施機関は、当該文書、議事録等は同号ただし書アの「何人も閲覧することができる情報」ではないと解釈しているが、私は、本件町内会に居住するもので、請求目的を町内自治の正常な持続性確保と理由を付して本件開示請求をした。この請求は「真正な申請であるのか」等について疑問を持ったので行った。しかし、「何人も開

覧することができる情報ではない」との意見については、情報公開法立法の根幹をなすものと理解している。

- (4) 同号ただし書イその他の条文中の「実施機関」を市役所の処分庁と捉えた場合、公文書管理法、情報公開法の立法目的に沿っているか疑問である。

2 実施機関の主張

- (1) 条例第7条第2号ただし書アの「法令等」とは法律及び政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令並びに条例であり、本件町内会の規約は含まない。

また、本件町内会の規約には「添付された文章、議事録等は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めるときは、業務に支障がない限り、閲覧することができる。」と規定され、町内居住者という利害関係人に限って閲覧を認めているものであり、何人も閲覧することができる情報とは考えられない。

- (2) 条例第7条第2号ただし書イについては、本件文書は、実施機関である処分庁が取得した情報だが、公表することを目的としているものではない。

- (3) 条例における「実施機関」とは、第2条第1号において、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委審査委員会、営企業管理者、消防長及び議会をいう。」と定められている。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件町内会の本件文書及び平成9年頃認定を受けた当時の規約である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報

を原則として不開示情報にすることを定めたものである。一方で、同号ただし書アないしオは、個人情報であっても、一般に公にされている情報等については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

本件不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であり、同号本文に該当する情報である。

これに対して、審査請求人は、本件不開示情報が同号ただし書ア又はイに該当すると主張するので、この点について検討する。

(2) 同号ただし書ア該当性

審査請求人は、本文書は町内居住者は規約により閲覧できるものであるため、同号ただし書アに該当すると主張する。

同号ただし書アの「法令等」とは、「法律、条例その他の法令」をいうところ（同条第1号参照）、「その他の法令」とは、政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいい、国又は地方公共団体以外の団体が定めた規約等を含まない。

したがって、本件町内会の規約は「法令等」には当たらない。

よって、本件不開示情報は同号ただし書アには該当しない。

(3) 同号ただし書イ該当性

本文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第15項で準用する民法（明治29年法律第89号）第38条第2項の規定に基づき、規約変更について市長の認可を受けることを目的として提出されたものであって、本件不開示情報は、公表することを前提として提供されたり、公表することについて同意を得ている情報ではない。

したがって、本件不開示情報は「公表することを目的としているもの」とはいえず、同号ただし書イには該当しない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 3月9日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)3月9日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和6年(2024年) 3月1日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 4月5日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 5月10日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 6月7日	答申案の審議を行った。

情個審答申第 3 号
令和6年(2024年)6月17日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会長 澤田 道夫

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について(通知)

令和6年(2024年)4月25日付け地政発第80号で依頼のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業務の名称	住民基本台帳に関する事務
担当部署	文化市民局市民生活部地域政策課
審議会の意見	<p>特定個人情報ファイルを取り扱う住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書については、了承します。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>マイナンバーセンター運營業務委託は、窓口運營業務等の様々な種類の業務を含んでおり、また、評価の対象となる特定個人情報ファイル以外の個人情報も取り扱うことから、特に以下の点については十分に注意の上、委託を実施されたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市は、評価の対象となる特定個人情報ファイル以外の個人情報の取り扱いについても、受託業者において適切な取り扱いがなされるように指導するとともに、受託業者を監督すること。2. 仕様書と実際の運用との整合性が常に図られた状態を保つため、次に掲げる措置を実施すること。<ol style="list-style-type: none">(1) マイナンバーセンター開設前に、受託業者における運用等が仕様書と整合していることについて十分確認を行うこと。(2) マイナンバーセンター開設後においても、仕様書どおりの運用等が適切に行われているかどうか、適宜確認を行うこと。(3) 再委託(再々委託以降を含む。以下同じ。)を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同様に確認を行うこと。3. 市は、熊本市情報セキュリティ対策基準等に鑑み、必要な対策を実施したうえで、マイナンバーセンター運營業務におけるセキュリティを確保

	<p>するとともに、情報技術の進展に応じたセキュリティ対策を検討し、随時改善を図ること。</p> <p>4. 市は、受託業者が行う情報セキュリティに関する研修が形式的なものにならないよう、適宜その手法等の見直しを検討するよう促すこと。また、市の受託業者に対する監査についても形式的なものにならないよう、適宜その手法等の見直しを検討すること。</p>
--	--

情 個 審 答 申 第 4 号
令和6年(2024年)10月4日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)6月10日付け、健政発第000275号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市が特定の団体に対して特定の要請をしたことについて、その検討・決定にかかるプロセスのすべてが分かる一切の文書の文書等開示(一部請求拒否)決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）8月31日（同月29日付）審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本市が特定の団体（以下「A団体」という。）に対して、「内密出産」の実施を控えるよう要請したことについて、その検討・決定にかかるプロセスのすべてが分かる一切の文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和3年（2021年）1月29日、実施機関は、該当する文書を特定の上、庁内会議記録の写し（以下「文書」という。）A団体が考える内密出産の取扱いについての厚生労働省からの回答を踏まえた今後の対応についての写し（以下「文書」という。）A団体が考える内密出産についての写し（以下「文書」という。）A団体が考える内密出産の取扱いについての法務省・厚生労働省からの回答を踏まえた今後の対応についての写し（以下「文書」という。）副市長レク（令和2年7月30日）書き起こし（未定稿）の写し（以下「文書」という。）A団体が考える内密出産の取扱いについての法務省・厚生労働省からの回答を踏まえた今後の対応について（案）の写し（以下「文書」という。）副市長レク（令和2年8月4日）書き起こし（未定稿）の写し（以下「文書」という。）関係省庁からの回答を踏まえた内密出産に係る対応について（案）の写し（以下「文書」という。）関係省庁からの回答を踏まえた内密出産に係る対応について（案）の写し（以下「文書」という。）二役レクおこし（令和2年8月7日）（未定稿）の写し（以下「文書」という。）市長レクおこし（令和2年8月20日）（未定稿）の写し（以下「文書」という。）A団体が考える内密出産に関する法令上の取扱い、本市の考え方等についての写し（以下「文書」という。）市長レクおこし（令和2年8月21日）（未定稿）の写し（以下「文書」という。）及びA団体が考える内密出産に関する法令上の取扱い、本市の考え方等についての文書の写し（以下「文書」という。）について、文書 から文書 の文書中、議事録及び庁内での検討・協議に関する部分を審議、検討又は協議に関する情報として、また文書 のA団体の上位の地位にある構成員（以下「B」という。）の発言に係る部分を個人に関する情報として不開示とする文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行

った。

- 3 令和3年(2021年)2月6日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について(A団体のBの発言部分)

ア Bの発言は、市政に対する公の会議の場での発言であり、B自身、当然に開示の対象となることを認識した上での発言であるから、開示されたとしても、個人の思想・信条を侵害するとはいえない(以下「主張」という。)

イ 文書の「A団体が考える内密出産について」というタイトルからすれば、当該不開示箇所(文書の3.A団体Bの発言部分)は、Bの発言であるというより、A団体としての意見をBが代弁したと解するべきである(以下「主張」という。)

(2) 条例第7条第5号該当性について

ア 検討段階であるという理由で不開示とするならば、熊本市の全ての意思決定プロセスが不開示となり、条例前文及び第1条が形骸化する。

イ 原処分が理由に挙げた「率直な意思疎通」は、公務である以上、主権者の「市民の厳粛な信託に基づく(条例前文)」市政の行為そのものであり、民主主義の下では、公務員の内部議論が批判に晒されるのは当然である。また、「意思決定の中立性」についても、批判によって行政の中立性が害されることはありえない。

ウ 「開示すること」と、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」との間に因果関係を認めることはできない。

2 実施機関の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について(A団体のBの発言部分)

Bの思想、信条、主張等の個人に関する情報である。

(2) 条例第5条第5号該当性について

仮に開示したとすると、庁内における率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。さらに、市民の間に、内密出産やこれに関する国や本市の考え方等について不当に誤解や混乱を招くおそれもある。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、熊本市がA団体に対して、

「内密出産」の実施を控えるよう要請したことについて、その検討・決定にかかるプロセスのすべてが分かる一切の文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号及び同条第3号該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして、条例第7条第2号本文に規定される「個人に関する情報」とは、戸籍、経歴、財産等に関する情報の他、思想、信条等に関する情報も含まれる。

まず、文書の「3.A団体Bの発言」が個人の思想・信条に当たるかどうかについて、実施機関はこれに当たると主張する。

この点について、審査請求人は、主張のとおり訴えている。

このことについて、当審議会(事務局)から実施機関に対して確認したところ、「文書の「3.A団体Bの発言」は、A団体が令和元年12月7日に内密出産の受け入れを表明した際に、確認のため市がA団体に聞き取りに行った場面での発言であったことが分かった。審査請求人は、Bの発言について、市政に対する公の会議の場での発言であり個人の思想・信条を侵害するとはいえないと主張しているものの、上記のとおり、非公開の場で行われた、法人を代表するものではない者に対する聞き取りの中での発言であり、聞き取りの中での発言には個人的見解も含まれるとみるのが自然である。よって、このような発言を公開することにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるといえ、文書の「3.A団体Bの発言」は、条例第7条第2号に当たる。なお、主張にある「市政に対する公の会議の場での発言であり、B自身、当然に開示の対象となることを認識した上での発言であるから、開示されたとしても、個人の思想・信条を侵害するとはいえない」については、公の場での発言でないことが判明しているため、条例第7条第2号イにはあたらない。

仮に、審査請求人の主張のとおり、文書の「3.A団体Bの発言」を個人としてではなく法人の意見として発言したもの(法人等に関する情報)として見るとしても、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で

あって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの等は不開示情報として規定されているところである（条例第7条第3号ア）。

これを本件について見ると、文書 の「3 . A 団体 B の発言」は、当該法人の経営方針等の内部管理に関する情報であり、また、非公開の場で行われた発言であることから、開示することにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものである。よって、条例第7条第3号アに当たると考える。

したがって、文書 の「3 . A 団体 B の発言」を不開示とした判断は妥当である。

（2） 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、単に検討に関する情報というだけで不開示とするものではなく、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるものが不開示情報に当たるとされている。率直な意思疎通（意見交換）若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるかどうか、及びそれが不当に市民の間に混乱を生じさせるものかどうかの判断は、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量し、不開示とすることによる利益の方が大きいときは不開示が妥当となる。

本件についてみると、文書 から文書 は議事録又は庁内検討用の資料であり、審査請求人は「率直な意思疎通」は、公務である以上、主権者の「市民の厳粛な信託に基づく（条例前文）」市政の行為そのものであり、民主主義の下では、公務員の内部議論が批判に晒されるのは当然であり、「意思決定の中立性」についても、批判によって行政の中立性が害されることはありえないと主張している。確かに市役所における内部検討の過程を公開し、その諸活動の状況を市民に対し具体的に明らかにすることは、市の説明責任を全うするという点において市民に利益があると考えられる。しかし、本件の場合には国の機関の専門的な意見等を斟酌しながら市民の批判に晒されることなく議論を行うことによって、行政の中立性を維持することが重要な案件である。よって、不開示による利益は開示することによる利益より大きいと考えられる。

加えて、文書 から文書 の不開示部分以外の開示部分について、実施機関は個別具体的に丁寧に開示・不開示の判断を行いきる限り開示していることが分かる。よって、審査請求人は、検討段階であるという理由で不開示とするならば熊本市の全ての意思決定プロセスが不開示となり、条例前文及び第1条が形骸化すると主張するが、それには当たらないというべきである。

したがって、文書 から文書 の議事録又は庁内検討用資料を一部不開示とした

判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 6月10日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)6月10日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和6年(2024年) 5月10日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 6月7日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 7月2日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 8月9日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 9日6日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 10日4日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 5 号
令和7年(2025年)1月10日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)11月11日付け、都政発第563号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

開示の方法につき、誰とも接触しない方法での開示を求めたものとして、閲覧場所を情報公開窓口とした一部開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）2月17日、審査請求人は、件名「道路の判定 判定番号20011」とする文書（以下「本件文書」という。）について、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年3月3日、実施機関は、本件文書については、その一部に条例第7条第2号に該当する不開示情報が記載されていたことから、当該不開示情報部分を除いて開示することとし、開示の方法を「閲覧」、開示の場所を「情報公開窓口」として、同日付で文書等開示（一部請求拒否）決定処分（建指発第909号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年4月6日、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、閲覧場所を情報公開窓口とする本件処分の変更を求め、実施機関に審査請求書を提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、閲覧場所を情報公開窓口とする本件処分については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえると、条例の定め反するなど不当であるとして、誰とも接触をしない形での開示方法への変更を求めている。

本件審査請求における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、市民への説明の責務について規定する条例第1条及び実施機関の積極的な情報提供の努力義務について規定する条例第24条に反し、不当である。
- (2) 本件処分は、熊本市の基本理念を定め、また、最高規範とされている熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号。以下「自治基本条例」という。）の定め（第3条各号など複数の規定）に反し、不当である。
- (3) 厚生労働省等が「ゼロ密を目指そう」と感染予防を呼び掛けている。これは、行政手続において、非接触対応の実現を啓発するものである。また、この啓発は、自治

基本条例第36条の2第2項に規定する災害等の発生時における迅速かつ的確な対応として相応しい。

- (4) 郵送による写しの交付では、郵便局において接触が生じる上、定額小為替等の購入による費用の増加が余儀なくされる。
- (5) 本件処分は、熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年条例第54号。以下「デジタル条例」という。）第1条に反する。開示請求は、「熊本市町村共同システム 電子申請サービス」の対象となる手続である。
- (6) 「平成16年4月27日最高裁判所判決」及び「平成16年10月15日最高裁判所判決」の判断枠組みを用いると、コロナ禍において、電子メールを用いた開示としなかったことは合理性を欠いている。
- (7) コロナ禍においては、開示請求に対する開示方法として、メールによる文書の送信を採用することに違法性は認められない。
- (8) コロナ禍において誰とも接触することなく情報開示を受けられないことの不当性を審査してほしい。市民の求めに応じて、市の職員の裁量により内部文書を電子メールで提供することができるはずである。そのような行為が、条例等に違反しないことについて法制課に確認済みである。
- (9) 自治基本条例では、4年を超えない期間ごとに条例を見直すこととされているが、熊本市情報公開条例施行規則（平成10年規則第48号。以下「施行規則」という。）における開示方法の規定は、20年近く見直されておらず、当該規則に定めがないことを理由にコロナ禍において非接触による開示方法を選択できないことは不当である。

2 実施機関の主張

これに対して、処分庁は、本件処分は条例及び施行規則に基づき適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。その理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示の場所は実施機関が指定することが条例で定められている。
- (2) 本件文書については、その一部に条例第7条第2号に該当する不開示情報が記載されていたため、当該不開示情報部分を除いて開示することとし、開示場所を情報公開窓口として、審査請求人に通知したものである（条例第11条第1項、第2項）。処分庁は、これらの規定に基づき、本件処分を行ったものである。なお、熊本市情報公開事務取扱要綱では、開示決定通知書の開示場所を情報公開窓口と記入するよう示されている。
- (3) 厚生労働省などが新型コロナウイルス感染症の感染対策の一環として「ゼロ密を目指そう」と啓発している事実は、本件処分の違法性・不当性を基礎づけるものとは認められない。この啓発は、社会活動におけるあらゆる人との接触の排除を求めるも

のではなく、また、文字通り「啓発」であって、施行規則に定めのないメールでの開示を強制するものではない。

- (4) 文書等の開示に当たっては、請求者の希望に応じて、郵送による写しの交付も行っている。
- (5) デジタル条例第1条は目的規定であり、当該規定が他の規定の解釈運用の指針になり得たとしても、それ自体に反するとの主張は失当である。デジタル条例は、すべての行政手続について電子情報処理組織を使用する方法によるべきことを求めるものでないことは文理上明らかである。
- (6) 審査請求人が指摘する、いずれの最高裁判所判決も、国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項の適用上違法となることを示したものであり、本件について、その射程は及ばない。
- (7) 仮に、本市の現行の情報公開制度下において、メールによる文書等の交付が可能であったとしても、本件処分が適法であるという事実に何ら変わりはない。
- (8) 本件審査請求の審査対象は、処分庁が現に行った本件処分である。本件審査請求においては、本件処分の違法性・適法性ないしその当否について論じられるべきである。
- (9) 自治基本条例第42条が見直しの対象としているのは、自治基本条例のみであって、本市における全ての条例がその対象とはならないことは、文理上明らかである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人の請求内容

開示の方法につき、誰とも接触しない方法での開示を求めたものであるとして、閲覧場所を情報公開窓口とした一部開示決定の変更を求めるものである。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

本件処分当時、条例上「開示」とは「閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。」(条例第2条第3号)、「文書等の開示の方法は、規則で定める。」(条例第16条第2項)、「条例第16条第2項に規定する規則で定める開示の方法は、別表第1のとおりとする。」と規定されており(施行規則第8条)、同表において、「文書、図画及び写真」

に係る「閲覧の方法」には電子メールに文書を添付する方法は規定されていない。

したがって、令和4年(2022年)2月17日(同月16日付け)審査請求人から開示請求書の「開示の方法」欄に「閲覧(閲覧又は視聴)」と記載して本件開示請求がなされたことに対して、実施機関が条例第16条第2項及び施行規則第8条に従って、開示の方法を「閲覧」、開示の場所を「情報公開窓口」としたことは妥当である。

なお、審査請求人が開示請求書に記載した「当方メールアドレス宛に当該文書等を添付して頂き開示希望です。」の真意が、「閲覧」ではなく「写しの交付」を意味していたものであったとしても、電子メールによる「写しの交付」は令和5年(2023年)4月1日施行の規則改正で規定されることとなったものであり、開示決定をした令和4年(2022年)3月3日時点では、電子メールによる「写しの交付」は規定されていない。2に記載したとおり本件審査請求に係る判断は、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断するものであるから、仮に審査請求人の真意が「写しの交付」を意味していたものであったとしても、実施機関が行った本件処分が妥当でないとはいえない。

以上のとおり、本件処分は当時の規定である条例第16条第2項及び同条例施行規則第8条に従って適法に行われているものであり、本件処分の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 11月11日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)11月11日付け)を受けた。
令和6年(2024年) 11月1日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 12月6日	答申案の審議を行った。
令和7年(2025年) 1月10日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 6 号
令和7年(2025年)3月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)8月29日付け、財政発第000087号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切の文書の文書等開示請求拒否決定及び文書等開示(一部請求拒否)決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

- 1 熊本市長（以下「実施機関」という。）は、審査請求人の開示請求の対象文書として個人情報保護委員会の立入検査の記録を追加して特定し、更に該当するものがあれば、これを追加して特定し、開示決定等をすべきである。
- 2 実施機関の行った文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和元年（2019年）8月30日、個人情報保護委員会は、本市から個人番号利用事務を受託していた事業者（以下「A社」という。）が本市に無許諾で個人番号を含むデータ入力業務を別の事業者に再委託していたこと（以下「本件再委託」という。）が本市の調査によって判明したとして、同社に対して指導文書を発出したことを公表した。
- 2 同年9月5日、審査請求人は熊本市長（以下「実施機関」という。）に対し、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」についての文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。なお、ここにいう「番号法」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう（以下同じ。）
- 3 同月25日、実施機関は、本件開示請求に係る文書等の開示決定期限を同月27日までとする期限延長の決定を行った。
- 4 同年10月16日、実施機関は、対象文書を特定し、審査請求人に対し、入札関係資料及び報道発表資料につき文書等開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、熊本市と受託者の契約関係資料、受託者への通知関係資料、特定個人情報漏えい等の報告について、特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて及び回答、情報セキュリティ調査支援業務関係資料、個人情報保護委員会検査結果通知書及び報告書につき文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分2」という。）を行い、庁内検討・協議資料、受託者の調査に係る資料、再委託先の調査に係る資料につき文書等不開示決定（以下「本件処分3」という）を行った。

- 5 令和2年(2020年)1月14日、審査請求人は対象文書の追加特定並びに本件処分2及び本件処分3の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。
- 6 同年2月28日、実施機関は、報道発表に際し市議会の所管常任委員会委員等へ説明する事項をまとめた資料を対象文書として特定し、文書等開示決定(以下「本件処分4」という。)を行った。
- 7 令和3年(2021年)11月25日、実施機関は、確認書(令和元年6月3日提出分)を対象文書として特定し、文書等開示(一部請求拒否)決定(以下「本件処分5」という。)を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 対象文書の特定について

ア 実施機関が保有し、本件開示請求の対象にされるべき文書が、開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えられる。

イ 他の地方公共団体において、開示された文書と比較して、熊本市においては、他にも特定すべき文書があると思われる。

(ア) A社への照会、回答、現地調査に関する文書

今後の対応を決めるうえで、違法再委託発生の経緯や、再委託先での業務の実情等を確認することは不可欠のはずであり、実施機関が本件処分2で特定した「受託者への通知関係資料」以外にも調査がされ、記録が存在するものと考えられる。

(イ) 議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料

他の地方公共団体における公開状況から熊本市にも同様の文書が存在すると思われるので、特定し、開示すべきである。

(ウ) 個人情報保護委員会からの指導文書

令和元年8月30日付「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく指導」において、熊本市に対し、指導文書を発出したとされていることから、上記個人情報保護委員会からの指導文書を保有していると思われるので、対象文書として特定すべきである。

(エ) 事故報告書等の各文書

他の地方公共団体の開示状況から、熊本市においても「インシデント報告書(情報漏洩)」、「情報セキュリティ事故発生報告書」と同様の文書を作成していると考えられる。

えられるので、対象文書として特定すべきである。

(オ) 受託者選定に関する文書

再委託の発生要因として、業者選定過程で業務処理能力が的確に評価されていたかは、重要な問題点であるから、プロポーザル又は入札に関する文書も対象文書として特定すべきである。

(カ) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書

他の地方公共団体の開示状況から、熊本市においても同様の文書が存在すると思われるし、再委託・再々委託の発生要因として、業者選定過程で業務処理能力が的確に評価されていたかは重要な問題点であるから、対象文書として特定すべきである。

(キ) 想定問答集

国及び他の地方公共団体の開示状況から、熊本市においても市民等からの違法再委託問題についての問い合わせがあることは当然に予想されるので、想定問答集を作成していると考えられるし、違法再委託問題に対して熊本市がどのように対応するかは重要な問題点であるから、対象文書として特定すべきである。

(ク) 個人情報保護委員会の立入検査の記録

(a) 他の地方公共団体は、開示していることから、熊本市においても同委員会の立入検査の記録が存在するはずであるから対象文書として特定すべきである。

(b) 個人情報保護委員会の熊本市に対する「検査結果の通知」には、番号法第35条第1項の規定に基づき、検査をしたこと及び熊本市における違法再委託についての課題、問題点等の記載がある。よって、個人情報保護委員会の立入検査は明らかに本件再委託事案解明のためにも実施されているはずであり、「本件再委託事案の解明のために実施したものではない。」との熊本市の主張は虚偽である。また、熊本市において、個人番号利用事務の再委託についての法令及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの遵守状況等の確認結果は明らかに本件再委託事案が発生した経過がわかる文書に含まれる。

(c) 熊本市に対する「検査結果の通知」の「第2 改善すべき事項」にも「当該再委託は、番号法第10条第1項に違反する許諾のない再委託であることから」と記載されており、明らかに本件再委託事案についての立入検査がなされている。よって、対象文書として特定すべきである。

(ケ) 研修資料

番号法第10条第1項違反の再委託が発生した熊本市においては、当然、再発防止策の一つとしてこのような研修を行っているはずであるから、その研修資

料も対象文書として特定すべきである。

(コ) 本人への個別の連絡等をしないという判断に至る経過の文書、記録

熊本市においては、市のホームページに事案を掲載しているものの、特定個人情報漏洩した本人への連絡はしていないようである。違法な再委託により特定個人情報が大量に漏洩したにもかかわらず、本人への個別の連絡等をしないという判断に至る経過の文書、記録を対象文書として特定すべきである。

(サ) 特定個人情報が漏洩した当該本人を特定する経過についての文書、記録

違法な再委託により特定個人情報の漏洩が発生した当該本人を特定する経過についての文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(シ) 特定個人情報が漏洩した当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録

特定個人情報の漏洩によりプライバシー権侵害があったにもかかわらず、当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(ス) 特定個人情報が漏洩した当該本人の個人番号を変更しないという判断に至る経過の文書、記録

特定個人情報の漏洩が発生したにもかかわらず、当該本人の個人番号の変更を行わないという判断に至る経過の文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(セ) 組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録

国では、再発防止 PT の議事に関する記録があるところ、熊本市における同様の組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(ソ) 違法再委託が判明した地方公共団体から個人情報保護委員会に提出された確認書

個人情報保護委員会は違法再委託が判明した地方公共団体に対し、立入検査をして、検査結果通知書のほか、確認書を提出させているはずであるから、当該文書も追加特定すべきである。

(タ) 委託先と再委託先間の契約に関する文書

他の地方公共団体においては、委託先と再委託先間の契約に関する文書を対象分として特定している。したがって、熊本市においても委託先と再委託先間の契約に関する文書を保有していると考えられるから、対象文書として追加特定すべきである。

ウ イに記載する文書ないし同様の性質の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件開示請求の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを対象として開示不開示の決定をすべきである。実施機関においては、必ずしも開示範

困を狭める意図ではなく、開示を求めていると解した結果、対象外としたことも考えられるので、その場合は、審査会に諮問する以前に、実施機関において速やかに追加特定すべきである。

実施機関が追加特定をしないのであれば、審査会においてこれらの文書の存否及び対象として特定すべきか否かについて慎重に検討すべきである。

(2) 本件処分2、本件処分3及び本件処分5により不開示とした点について

以下により、不開示としたことは不当であり、取り消すべきである。

ア 条例第7条の不開示理由に該当するか否かは、不開示として保護すべき利益と、開示の公益性との比較衡量により判断すべきである。その上で、以下により、開示する公益的利益のほうが大きく、実施機関が条例第7条各号を理由に不開示とするのは不当である。

(ア) 不開示情報は、今後の事案解明を進めるにあたり重要な情報であり、かつ、原因分析や再発防止を講じるため、開示して市民が検討することが必要不可欠な情報である。

(イ) 再委託により関係者のプライバシーに脅威をもたらしたのは公益上の重大な問題であり、保護する利益よりも開示による公益的利益のほうが大きい。

(ウ) 不開示により安全かつ平穏な市民生活の保持を不可能にさせるとともに、事実の隠蔽を助長し、市民の信頼を失墜させるものであるから、開示による利益が大きい(不開示にして保護すべき利益は小さい。)。

(エ) (受託者は自ら法令違反行為を行ったのであるから、)不開示とすることは事実の隠蔽を助長するおそれがあり、不開示にして保護すべき利益はほとんど存在しない。

(オ) 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(個人情報保護委員会、令和元年12月10日最終改正)」によれば、「番号法10条第1項違反の再委託については、番号法第19条にも違反することとなり、再委託を受けた者も番号法第15条及び第20条違反と判断される可能性があるため留意する必要がある。」とされているから、再委託先は法令違反を行ったと評価されてもやむを得ない。再委託を受託しようとする者は、受託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠った者はその事実が知られることとなっても受忍すべきである。

イ 熊本市は、不開示理由の説明にあたって、具体的に主張立証せず、裏付け資料等の提出もない。このため、熊本市の主張は名目的で抽象的なものとどまっている。

ウ 他の地方公共団体が開示しているのであれば、熊本市が不開示とする理由はあたらないので開示すべきである。(他の地方公共団体が開示する決定をしていることは、条例第7条各号に該当しないことを意味する。)

2 実施機関の主張

(1) 対象文書の特定について

ア 審査請求人が他の地方公共団体に対して本件開示請求と同様の開示請求を行った結果に基づき、本市に対し、本市が特定した文書の他に当該他の地方公共団体が開示した文書と同様の文書が存在するはずであると主張するところ、以下のとおり一部を追加特定し、開示するほかは、追加で特定し開示するものはない。

(ア) A社への照会、回答、現地調査に関する文書

「照会・回答」文書については、「受託者への通知関係資料」として特定し、一部請求拒否の決定をしたとおり。「現地調査に関する資料」については、「受託者の調査に関する資料」として特定し、請求拒否の決定をしたとおり。

(イ) 議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料

「報道発表に際し、市議会の所管常任委員会委員等へ説明する事項をまとめた資料」を特定し開示する。「市議会定例会における提案理由書及び常任委員会議事録」も特定したが、条例第2条第2号アにより、一般に容易に入手できるものであり、開示対象ではない。なお、個人情報保護審議会等への報告は実施していない。

(ウ) 個人情報保護委員会からの指導文書

「個人情報保護委員会検査結果通知書及び報告書」として特定し、一部請求拒否の決定をしたとおり。

(エ) 事故報告書等の各文書

審査請求人が添付している資料と同様のものはない。

(オ) 受託者選定に関する文書

「入札関係資料」として開示し、入札参加資格等について明らかにしている。

(カ) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書

このような調査は行っていない。

(キ) 想定問答集

「庁内検討・協議資料」として、請求拒否の決定をしたとおり。

(ク) 個人情報保護委員会の立入検査の記録

(a) 個人情報保護委員会の立入検査は、個人情報保護委員会が行政機関等・地方公共団体等に対して、法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの遵守状況等を実地に確認する定期的な検査であり、本件再委託事案の解明のために実施したものではない。

(b) 当該文書は、国等が実施する調査等に関する情報であって、検査に係る資料を開示することは、国の検査の手法が明らかになることであり、今後、国が検査を実施するにあたり、国の事務に支障を与え、国においても公表を行っていない情報について開示することは、国との協力関係又は信頼関係を著しく

損なうこととなる。

(ケ) 研修資料

(a) 研修については、セキュリティポリシーの周知や基礎知識の説明など情報セキュリティ全般に関し全庁的に実施されているものであり、本件再委託事案に特化したものではない。

(b) 全庁的に実施する情報システムの利用にあたってのセキュリティ全般に関するものであるため、「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」には含まれず、対象文書として特定できない。ただし、別途開示請求を行うことは可能である。

(コ) 本人への個別の連絡等をしないという判断に至る経過の文書、記録

庁内の検討資料につき、令和元年(2019年)10月16日付税市民発第368号の文書開示請求拒否決定通知書にて請求拒否の決定をしている。

(サ) 特定個人情報が漏洩した当該本人を特定する経過についての文書、記録

庁内の検討資料につき、令和元年(2019年)10月16日付税市民発第368号の文書開示請求拒否決定通知書にて請求拒否の決定をしている。

(シ) 特定個人情報が漏洩した当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録

文書は存在しない。

(ス) 特定個人情報が漏洩した当該本人の個人番号を変更しないという判断に至る経過の文書、記録

庁内の検討資料につき、令和元年(2019年)10月16日付税市民発第368号の文書開示請求拒否決定通知書にて請求拒否の決定をしている。

(セ) 組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録

文書は存在しない。

(ソ) 違法再委託が判明した地方公共団体から個人情報保護委員会に提出された確認書

資料が存在したため、特定し開示する。

(タ) 委託先と再委託先の間契約に関する文書

再委託先の調査に係る資料として請求拒否の決定をしている。請求拒否の理由については、文書等開示請求拒否決定通知書に記載のとおり。

(2) 本件処分2、本件処分3及び本件処分5により不開示とした点について

ア 「再委託先名」については、条例第7条第3号ア及びイを根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第3号アを不開示理由としている点について

行政上の義務違反がある場合に、行政が特定の業者の氏名を公表し、注意喚起を行う場合があるが、このような氏名公表は、制裁的な意味合いを持つ場合もあ

る。本件においては、再委託先は、明らかな法令違反を行ったわけでもなく、情報の漏洩もあっていない状況の中、再委託先名が公表された場合には、再委託先の社会的評価や社会的信用を損なう可能性が十分あることを考慮すると、不開示とすることが妥当である。

(イ) 条例第7条第3号イを不開示理由としている点について

(書面はないものの)再委託先から「再委託先名」を公にしないとの約束の下に事案解明のための情報を得たものである。

イ 「受託者の主張に係る部分」については、条例第7条第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

a 本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定され、「受託者の主張に係る部分」は、重要な証拠となる。よって、訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。

b また、受託者は当該内容が公になることを前提として主張を行ったものとはいえず、開示により公にすることにより、受託者の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような受託者の主張を開示することとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

ウ 「証拠に係る部分」については、条例第7条第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

a 本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定され、証拠に係ることを明らかにすることで受託者が証拠隠滅を図ることも考えられる。よって、訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。

b 受託者の主張を開示することは、受託者の主張に係る資料をどのように市が保有し、又は把握しているかについて受託者の知るところになり、受託者が訴訟を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。また、証拠に係る部分は再委託先から任意の協力の下に得られたものであり、これを開示すると、再委託先の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のように、任意の協力の下に得た証拠を出すとなる

と、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

エ 「市の検討部分」については、条例第7条第5号及び第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第5号を不開示理由としている点について

a 受託者が一貫して再委託の事実を否定している中で、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る部分を開示することにより、今後事案説明を進める場合に受託者からの様々な働きかけがある可能性は否定できず、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

b 市の検討部分を開示することは、本事案についての本市の検討状況が受託者の知るところになり、受託者が訴訟等を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。この場合において、受託者は関係者への働きかけを行う可能性もあり、そうすると率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる。

(イ) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

a 開示した場合、本市の意思決定の手順等が明らかとなり今後の事務の遂行に支障が出る。

b 「市の検討部分」を開示すると、相手方が市の検討方針に応じた対応策を講じる可能性があり、争訟、交渉等、本市の事務事業に実質的な支障が生じる可能性が高いと考える。

オ 「検査に係る部分」については、条例第7条第7号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第7号を不開示理由としている点について

検査に係る資料を開示することは、国の検査の手法が明らかになることであり、今後、国が検査を実施するにあたり、国の事務に支障が生じると考えられる。そして、これらの検査に係る部分は、国においても公表を行っていない。本再委託事案については、受託者が再委託の事実を認めていない状況であり、検査に係る部分を開示すると受託者が、国等に対し、その事務に支障があるように働きかけを起こす可能性があることから、国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると考えられる。

カ 「庁内検討・協議資料」については、条例第7条第5号、第6号及び第7号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第5号を不開示理由としている点について

「庁内検討・協議資料」には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、国との連絡に関するものも記載されている。受託者は再委託の事実を認めていない状況であり、庁内検討・協議資料を開示す

ることは、本事案についての本市の検討状況が受託者の知るところになり、受託者が訴訟等を提起した場合には適正な事務の遂行に支障が生じることになる。この場合において、受託者は関係者への働きかけを行う可能性もあり、そうすると率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる。

(イ) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

- a 「庁内検討・協議資料」には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、国との連絡に関するものも記載されている。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定される。
- b 庁内検討・協議資料を開示することは、受託者の主張に係る資料をどのように市が保有し、又は把握しているかについて受託者の知るところになり、受託者が訴訟を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。また、受託者は当該内容が公になることを前提として主張を行ったものとはいえ、開示により公にすることにより、受託者の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような受託者の主張を開示することとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

(ウ) 条例第7条第7号を不開示理由としている点について

- a 「庁内検討・協議資料」には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、国との連絡に関するものがあるが、開示することにより受託者からの様々な働きかけが国へ及ぶことが考えられる。
- b 庁内検討・協議資料を開示することは、国の検査の手法が明らかになることであり、今後、国が検査を実施するにあたり、国の事務に支障が生じると考えられる。そして、これらの検査に係る部分は、国においても公表を行っていない。本再委託事案については、受託者が再委託の事実を認めていない状況であり、検査に係る部分を開示すると受託者が、国等に対し、その事務に支障があるように働きかけを起こす可能性がある。
- c よって、国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると考えられる。

キ 「受託者の調査に係る資料」については、条例第7条第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

- a 「受託者の調査に係る資料」には、本市が行った受託者の調査に係ることで再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されている。本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが

想定され、「受託者の調査に係る資料」は、重要な証拠となる。訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。

- b 受託者の調査に係る資料を開示することは、受託者の主張に係る資料をどのように市が保有し、又は把握しているかについて受託者の知るところになり、受託者が訴訟を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。また、受託者は当該内容が公になることを前提として主張を行ったものとはいえ、開示により公にすることにより、受託者の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような受託者の主張を開示することとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

ク 「再委託先の調査に係る資料」については、条例第7条第3号イ及び第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第3号イを不開示理由としている点について

- a 「再委託先の調査に係る資料」には、本市が行った再委託先の調査に係ることで再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されている。それらの情報は、再委託先から公にしないと約束の下に任意に提供されたものである。
- b 再委託先の調査に係る資料は、書面はないものの再委託先から公にしないと約束の下に任意に提供されたものである。

(イ) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

- a 本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定され、「再委託先の調査に係る資料」は、重要な証拠となる。よって、訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。
- b 不開示部分は再委託先から任意の協力の下に得られたものであり、これを開示することにより、再委託先の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような任意の協力の下に得た証拠を出すとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めているのは、番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経緯が分かるもの一切の文書で

ある。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人が対象文書として特定すべきと主張する以下の文書についてそれぞれ判断する。

(ア) 「議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料」

当該文書については、実施機関は、審査請求人の追加特定の求めに応じて、本件処分4において「報道発表に際し、市議会の所管常任委員会委員等へ説明する事項をまとめた資料」を追加で特定し開示している。

また、実施機関が特定した「市議会定例会における提案理由書及び常任委員会議事録」は、一般に容易に入手できるもの（条例第2条第2号ア）に該当し、開示対象となる「文書等」に該当しないものであると認められる。

さらに、「個人情報保護審議会等への報告」は実施していないため、文書は存在しない。」と主張する実施機関の主張に不自然、不合理な点もない。

したがって、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 「受託者選定に関する文書」

当該文書については、「入札関係資料」として、本件処分1で特定した文書において、文書等開示決定がなされており、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 「違法再委託が判明した地方公共団体から個人情報保護委員会に提出された確認書」

当該文書については、実施機関は、審査請求人の追加特定の求めに応じて本件処分5において「確認書」を追加で特定し開示しており、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(エ) 「A社への照会、回答、現地調査に関する文書」、「個人情報保護委員会からの指導文書」、「想定問答集」、「本人への個別の連絡等をしないという判断に至る

経過の文書、記録」、「特定個人情報漏洩した当該本人を特定する経過についての文書、記録」、「特定個人情報漏洩した当該本人の個人番号を変更しないという判断に至る経過の文書、記録」及び「委託先と再委託先間の契約に関する文書」

当該文書については、本件処分2及び本件処分3で特定し、請求拒否の決定又は一部請求拒否の決定がなされており、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(オ) 「事故報告書等の各文書」、「再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書」、「特定個人情報漏洩した当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録」及び「組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録」

当該文書については、文書が存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(カ) 「研修資料」

当該文書について、審査請求人は、「特定個人情報につき、地方公共団体が講ずべき安全管理措置等についての研修資料は、個人番号利用事務の再委託についてどのように熊本市において全庁的に周知されていたかという情報も含まれているはずであり、これは明らかに本件再委託事案が発生した経過がわかる文書に含まれる。」と主張する。

しかし、研修は、セキュリティポリシーの周知や基礎知識の説明など情報セキュリティ全般に関し全庁的に実施されているものであり、本件再委託事案に特化したものではなく、開示請求書記載の請求内容である「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」という記載からは、全庁的に実施する情報システムの利用にあたってのセキュリティ全般に関する研修資料が対象文書となるものと解することはできない。

したがって、追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(キ) 「個人情報保護委員会の立入検査の記録」

当該文書について、当審議会が見分したところ、「個人情報保護委員会の立入検査の記録」には、本件再委託事案に関する検査の記録も記載されていることを確認した。

この点、実施機関は、個人情報保護委員会の立入検査は個人情報保護委員会が行政機関等・地方公共団体等に対して法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの遵守状況等を実地に確認するために実施された定期的な検査であり、本件再委託事案解明のために実施したものではないと主張する。

しかし、当該記録に本件再委託に関する内容が記載されているのであれば、当該記録は「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」に含まれると解すべきであり、たとえ当該検査が定期的、一般的・網羅的なもので本件再委託事案解明のために実施されたものでなかったとしても、そのことをもって当該記録を対象文書として特定しない理由とはならない。

よって、実施機関の主張に合理性があるとは認められない。

イ 結論

以上より、審査請求人が追加特定を主張する上記(ア)から(カ)までの文書の特定に係る実施機関の判断は妥当であるが、(キ)の文書を対象文書として特定しなかった判断は妥当ではない。

(2) 不開示部分の妥当性について

ア 審査請求人は、実施機関が本件処分2で不開示とした部分のうち、「再委託先名」「受託者の主張に係る部分」「証拠に係る部分」「市の検討部分」「検査に係る部分」について開示すべきと主張するので、これらの部分を不開示としたことの妥当性について検討する。

また、審査請求人は、実施機関が本件処分3で不開示とした「庁内検討・協議資料」「受託者の調査に係る資料」「再委託先の調査に係る資料」の各文書について開示すべきと主張するので、これらの文書を不開示としたことの妥当性について検討する。

イ 「再委託先名」の部分について

(ア) 条例第7条第3号ア該当性について

- a まず、当該情報は、条例第7条第3号本文の「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。
- b 次に、「再委託先名」が同号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当するかについて検討する。

本件処分2で開示された文書においては、委託先は実施機関が行った調査の結果、本市との契約に違反するとともに、法令違反(番号法第10条)であるとの評価がなされているが、再委託先は個人情報保護委員会から法令違反であるとの評価を受けておらず、指導の対象にもなっていない。このような状況の下で再委託先名を公にすることは、再委託先にも法令違反があったと誤認させ、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高く、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」があると認められる。

この点、審査請求人は、当該許諾の確認を怠って違法な再委託を受託した者

については、当該受託した事実が知られても受忍すべきであり、「正当な利益を害する」とはいえないと主張するが、上述のとおり、再委託先は個人情報保護委員会から法令違反であるとの評価を受けておらず、指導の対象にもなっていないのであるから、再委託の事実が知られることを受忍すべき立場にあるとは言えない。

c 以上より、当該情報が条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第3号イ該当性について

a 当該情報が「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当することは前述のとおりである。

b 次に、当該情報が同号イにいう「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの」に該当するかについて検討する。

当審議会が確認したところ、再委託先から実施機関に提出された文書は再委託先が当該情報を公にしないことを条件に提出されたものであることが認められる。したがって、実施機関が「再委託先からは、公にしないとの約束の下に事案解明のための情報を得たもの」とであると主張する点について、不自然、不合理な点は認められない。

また、「再委託先名」については、これを公にすると、再委託先にも法令違反があったと誤認させ、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高いと認められる点は、前述のとおりであり、このような状況において、再委託先から再委託先名を公にしないとの約束の下に任意の情報提供を受けることを約束することは、事案解明のために必要かつ有効な手段であると認められ、「当該約束の締結が状況に照らして合理的である」と認められる。

d したがって、当該情報が第7条第3号イに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 「受託者の主張に係る部分」及び「証拠に係る部分」について

(ア) 条例第7条第6号該当性について

a 当該部分には、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で将来訴訟が係属することとなった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。したがって、これらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。

b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検

討すると、これらの情報は前述のとおり当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、当該訴訟における実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示すると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。

d 以上より、当該情報が条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 「市の検討部分」について

(ア) 条例第7条第5号該当性について

a 当該部分に記載された情報は、再委託の事実を認定する意思決定のために作成又は取得した資料やその経過の記録など意思決定の過程において発生し利用される情報であり、「実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

b 次に、当該部分が同号の「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかについて検討する。

本件のように法令違反・契約違反の疑いのある事案における検査や調査事務について、これらの情報を開示すると、将来の同種の事務における率直な意見交換が不当に損なわれたり、外部からの圧力、干渉等によって意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。

c したがって、当該情報が条例第7条第5号に当たるとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

a 当該部分には、本市の意思決定の手順や市の検討方針等が記載されていると認められる。これらの情報は、実施機関と受託者との間で将来訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。したがって、これらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。

b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は前述のとおり当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、訴訟を提起された場合に相手方が市の検討方針に応じた対応策を講じるなど、実施機関の訴訟当事者としての地

位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

- c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。
- d 以上より、当該情報が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 「検査に係る部分」について

(ア) 条例第7条第7号該当性について

- a 当該部分の内容は、「国等との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当する。
- b 次に、当該部分が同号の「開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」に該当するかについて検討する。
- c 当該情報には、一般に公開されていない国の検査の手法に係る部分が含まれている。これらの情報を開示した場合には、検査先が国の検査手法に応じた対応策を講じることが可能となるなど、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるなど、今後の国の検査活動に支障を生じさせるおそれが認められ、そのことにより、「国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」と認められる。
- e したがって、当該情報が第7条第7号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 「庁内検討・協議資料」について

(ア) 条例第7条第5号該当性について

- a 当該文書には、再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容など、その意思決定のために作成又は取得した資料やその経過の記録など意思決定の過程において発生し利用される情報が記載されており、これらの情報は条例第7条第5号の「実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。
- b 次に、当該文書を「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるかについて検討する。

本件のように法令違反・契約違反の疑いのある事案における検査や調査事務について、これらの情報を開示すると、将来の同種の事務における率直な意

見交換が不当に損なわれたり、外部からの圧力、干渉等によって意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。

- c したがって、当該文書が本件条例第7条第5号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

- a 当該文書には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。よってこれらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。

- b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は前述のとおり当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、訴訟を提起された場合に相手方が市の検討方針に応じた対応策を講じるなど、実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。

- c したがって、当該文書が条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 条例第7条第7号該当性について

- a 当該文書は、「国等との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当する。

- b 次に、当該文書が「開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」に該当するかについて検討する。

当該文書には、再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されているほか、国との連絡や国の検査手法に関するものも記載されている。これらの情報を開示した場合には、検査先が国の検査手法に応じた対応策を講じることが可能となるなど、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるなど、今後の国の検査活動に支障を生じさせるおそれが認められ、そのことにより、「国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」と考えられる。

c したがって、当該文書が第7条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 「受託者の調査に係る資料」について

(ア) 条例第7条第6号該当性について

a 当該文書には、本市が行った受託者及び再委託先の調査に係ることで、任意の協力により得られた情報をもとに再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されており、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。よってこれらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。

b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、将来訴訟を提起された場合における実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。

d 以上より、当該文書を本件条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ク 「再委託先の調査に係る資料」について

(ア) 条例第7条第3号イ該当性について

a 当該文書の内容は、本件条例第7条第3号にいう「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

b 次に、当該文書が同号イの「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの」に該当するかについて検討する。

当審議会が確認したところ、再委託先から実施機関に提出された文書は再委託先が当該情報を公にしないことを条件に提出されたものであることが認められる。したがって、実施機関が「再委託先からは、公にしないとの約束の下に事案解明のための情報を得たもの」とであると主張する点について、不自然、不合理な点は認められない。

また、「再委託先名」については、これを公にすると、再委託先にも法令違反があったと誤認させ、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高いと認められる点は、前述のとおりである。また、当該文書には、実施機関が行った再委託先の調査に係ることで再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されており、当該再委託先と委託先との取引関係に関する営業上の内部管理情報や、当該再委託先が公表していない事業上の情報が記載されている。これは当該再委託先にとって秘匿性の高い内部情報であり、これを公にした場合、再委託先の上記情報が同業他社等に知られ、今後の営業活動等に支障を生じる蓋然性が高い情報であると認められる。このような再委託先の置かれた状況及び提供を受ける情報の性質等に照らすと、再委託先から再委託先名を公にしないと約束の下に任意の情報提供を受けることを約束することは、事案解明のために必要かつ有効な手段であると認められ、「当該約束の締結が状況に照らして合理的である」と認められる。

c したがって、当該文書を条例第7条第3号イに該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

a 当該文書には、本市が行った受託者及び再委託先の調査に係ることで、任意の協力により得られた情報をもとに再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されており、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。よってこれらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。

b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、将来訴訟を提起された場合における実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。

d 以上より、当該文書を本件条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 8月29日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)8月29日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和6年(2024年) 10月4日	諮問の審議を行った。
令和6年(2024年) 11月1日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 12月6日	答申案の審議を行った。
令和7年(2025年) 1月10日	答申案の審議を行った。
令和7年(2025年) 2日7日	答申案の審議を行った。
令和7年(2025年) 3日7日	答申案の審議を行った。

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和6年度（2024年度）運用状況報告書

発行 令和8年3月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課

情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号